

岡山県公報		発行 岡山県		目次	担当課（室）
目次		担当課（室）			
○岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	【規則】 （県例規集登載）	中山間・地域振興課			担当課（室）
○許可事務等標準処理期間要綱の一部改正	【告示】 （県例規集登載）	〃			
○特定施設の設置許可申請	（県例規集登載）	環境管理課			
○生活保護法等に基づく指定医療機関の指定		障害福祉課			
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止		〃			
○漁船保険付保義務発生のための同意の認定		水産課			
○道路の区域変更	【公告】	道路整備課			
○土地改良区役員の退任及び就任届		耕地課			
○土地改良区役員の退任届		〃			
○証票の有効期限の決定	【選挙管理委員会】	選挙管理委員会			

◎岡山県規則第五十六号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三中山間・地域振興課の部中20の項を21の項とし、9の項から19の項までを一項ずつ繰り下げ、8の項の次に次の一項を加える。

9 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）の施行に関する事務	1 特定地域づくり事業協同組合の認定（第3条第1項）																		
	2 特定地域づくり事業協同組合の認定等に係る関係市町村長の意見の聴取（第3条第5項，第5条第3項，第6条第5項）																		
	3 特定地域づくり事業協同組合の変更の認定（第5条第1項）																		
	4 特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間の更新（第6条第2項）																		
	5 特定地域づくり事業協同組合の認定の取消し（第9条第2項）																		
	6 特定地域づくり事業協同組合に対する適合命令，改善命令又は事業停止命令（第13条，第14条第1項）																		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百五号

（許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表県民生活部の部中山間・地域振興課の項中9を10とし、6から8までを一ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

6	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項、第5条第1項、第6条第2項	特定地域づくり事業協同組合の認定、変更認定及び認定の有効期間の更新	30日				
---	---	-----------------------------------	-----	--	--	--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- | | |
|-----|----------------|
| 名 称 | 住友電工焼結合金株式会社 |
| 住 所 | 高梁市成羽町成羽2901番地 |
| 氏 名 | 代表取締役社長 小 菅 敏行 |
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- | | |
|-----|----------------|
| 名 称 | 住友電工焼結合金株式会社 |
| 所在地 | 高梁市成羽町成羽2901番地 |

令和2年7月14日 岡山県公報 第12210号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	63-イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設 (No. 65)	
能	力	2,400 kg / 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和2年8月10日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和2年8月20日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和2年8月21日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0	0.1
	p H	6.0～6.5	5.8～6.7
	B O D (mg/L)	15	30
	C O D (mg/L)	4,600	7,000
	S S (mg/L)	130	260
	油 分 (質量%)	95	99

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
2 新設の特定施設から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

令和2年7月14日 岡山県公報 第12210号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		工業排水処理施設				同左			
種 類		化学処理				同左			
構 造		鋼板製				同左			
主 要 寸 法		(外寸) 16.3×30.6×5.3 (m)				同左			
能 力		271.2m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		凝集沈殿法				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				－			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				－			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	85.2	119.2	85.2	119.2	87.4	134.8	87.4	134.8
	p H	7.2	7.2	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	36.0	36.0	3.9	12.4				
	C O D (mg/L)	54.0	54.0	5.0	10.0				
	S S (mg/L)	190.0	190.0	8.2	12.4				
	油 分 (mg/L)	15.0	15.0	2.0	2.0				
	T－N (mg/L)	20.0	30.0	20.0	30.0				
	T－P (mg/L)	3.0	3.0	3.0	3.0				
	C u (mg/L)	1.0	1.0	1.0	1.0				
	F e (mg/L)	3.0	3.0	3.0	3.0				
	S n (mg/L)	0.5	0.5	0.5	0.5				
	P b (mg/L)	0.05	0.05	0.05	0.05				

令和2年7月14日 岡山県公報 第12210号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	165.2	244.2	167.4	259.8
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
BOD (mg/L)	3.9	12.4		
COD (mg/L)	5.9	13.6	6.0	13.4
SS (mg/L)	8.2	12.4	同左	
油分 (mg/L)	2.0	2.0		
T-N (mg/L)	20.0	30.0		
T-P (mg/L)	3.0	4.0	3.0	3.9
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000	同左	
Cu (mg/L)	1.0	1.0		
Fe (mg/L)	3.0	3.0		
Sn (mg/L)	0.5	0.5		
Pb (mg/L)	0.05	0.05		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年7月14日から同年8月4日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び高梁市役所

◎岡山県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
ウエルシア薬局新見高尾店	新見市高尾789-1	R2.2.3
海のもりデベタルクリニック	玉野市宇野4-10-10 玉野士建ビル3階	R2.6.1

◎岡山県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和二年七月十四日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
たち内科クリニック	津山市田町9-1	R2.5.31
笠岡えきまえクリニック	笠岡市中央町28-1	R2.5.31

◎岡山県告示第四百九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和二年七月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 乙島・柏崎加入区

◎岡山県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 百々櫨村線
- 三 道路の区域

区 域		別 新 旧	
美作市城田字大林三五五番一地先から 美作市下山字柿ヶ坂八〇九番一地先まで	美作市城田字大林三八四番地先を経て 美作市下山字柿ヶ坂八〇九番一地先まで	新	旧
幅員 (メートル)	延長 (メートル)	九・〇 〃 三二・〇	五〇〇・〇
幅員 (メートル)	延長 (メートル)	一二・五 〃 五二・〇	四〇二・五
幅員 (メートル)	延長 (メートル)	九・〇 〃 三二・〇	五〇〇・〇

〔三二三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定によ
り、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和二年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称					
勝央北部土地改良区					
退任役員	就任役員	住 所		理事監	事の別
氏 名	氏 名				
丸尾 明美	丸尾 明美	勝田郡勝央町美野八四七			理事
竹久 誠治	竹久 誠治	〃 〃 一四九五			
檜尾 肇	檜尾 肇	〃 〃 二〇二四			
田中 敏二	田中 敏二	〃 田井一一五三			
山田 淳二	山田 淳二	〃 〃 七六九			
山本 雅之	山本 雅之	〃 豊久田二八三二一二			
佐桑 實	佐桑 實	〃 〃 二三三五			
小林 茂	小林 茂	〃 曾井五二一			
小林 修	小林 修	〃 〃 八六三一			
竹久 愛典	竹久 愛典	〃 植月東九六六			
竹久 美好	竹久 美好	〃 〃 五三一			
神田 宣生	神田 宣生	〃 〃 八五〇			
	神庭 真	〃 石生五三三			
山下 貫一	山下 貫一	〃 〃 一二二一			
青木 茂	青木 茂	〃 〃 一一七〇			
竹内 司	竹内 司	〃 下町川二二〇			
広幡 輝夫	広幡 輝夫	〃 〃 七八七			
菅田 永	菅田 永	〃 奈義町上町川一二六八一六			
絹田 章博	絹田 章博	〃 〃 中島西七九四			
植月潤一郎	植月潤一郎	〃 勝央町植月中一四〇一一			
山田 周二	山田 周二	〃 〃 七八七			

木村	檜尾	竹久
秀恒	武夫	達夫
木村	檜尾	竹久
秀恒	武夫	達夫
〃	〃	〃
〃	〃	〃
石生一六三三	美野一四八	植月東五五一
〃	〃	監事

〔三二四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和二年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

勝間田土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

福島 宏毅

勝田郡勝央町黒土二九六

理事監
事の別
監 事

◎岡山県選管告示第三十七号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年岡山県選管告示第十三号）第一条第二項の規定により、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票（以下「証票」という。）の有効期限を次のように定めた。

令和二年七月十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

一 令和三年一月一日から令和五年十二月三十一日までの間に交付する証票の有効期限は、同日までとする。

二 令和二年十二月三十一日を有効期限とする証票を更新するため同日以前に交付を受けた証票は、令和三年一月一日に交付したものとみなす。